

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

K-50 血管造影用カテーテル(PCI 時)

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

原則として、PCI 時に 009 血管造影用カテーテル（マルチパーパス型を除く）を使用した場合は 3 本以内の算定が認められる。ただし、マルチパーパス型を使用した場合は主たるもの 1 本の算定が認められる。

それ以上使用する場合は、必要性について理由の記載が必要。

○ 取扱いの根拠

特定保険医療材料の算定については必要最小限度にとどめるべきであり、PCI 時に診断を目的とする血管造影用カテーテルについては、左室、大動脈造影及び左右の冠動脈について種類の異なるカテーテル 3 本、マルチパーパス型であれば 1 本を用いて診断することが可能であると整理した。